

吉野復興大臣閣議後記者会見録

(平成30年4月17日(火)9:50~10:03 於)復興庁会見室)

1. 発言要旨

今日は御報告1点ございます。観光復興関係のお知らせです。

復興庁では、東北6県へのインバウンド誘客を行う民間の新たな取組を支援する「新しい東北」交流拡大モデル事業を行っております。3年目の本年度では、33の提案の中から新規性や持続性、誘客効果などの観点から外部有識者などにより審査を行い、10件を選定しましたのでお知らせをいたします。

また、今年度は、この10件とは別に、沿岸部等の被害の大きかった地域における取組を支援する新たなモデル事業を各復興局で実施する予定でございます。

これらの事業により観光復興のモデルの立ち上げに官民一体で取り組み、観光復興をより加速化させていきたい、このように考えているところです。

以上です。

2. 質疑応答

(問) 発表事項とはちょっと離れることですが、復興交付金事業についてお尋ねしたいと思います。現行の復興交付金事業は平成32年度、いわゆる2022年度に事業が完成する見通しのものが一応交付対象となっております。しかし、福島県の原発事故避難指示が解除された区域などでは、32年度までに事業の完了が見通せないとして、事業に対して不安視する声が上がっております。大臣御自身は、先日の浪江町の要望で直にその声を受けたいかと思いますが、今後、その復興交付金事業についてどのように取り組まれる考えでいらっしゃいますか。

(答) 地震・津波被災地域は、発災から7年間復興事業に取り組んでいるわけです。原子力災害被災地域、特に浪江は去年の3月31日に避難指示が解除されたわけでありまして、復興事業に取り組んでからまだ1年しか経っておりません。そういう中で、特に福島県の事業については、とりあえず32年度に完成するというルールがありますけど、この中長期的課題を抱えている原子力災害被災地域では、このルールを当てはめるだけでは難しいと思います。ですから、そこはきちんと事務方に指示をして、これからそういうことのないようにしていきたい、このように考えています。

(問) 閣僚の一人として、財務省の事務次官のセクハラ疑惑についてお伺いします。昨日、福田次官は、セクハラ疑惑を否定して、財務省は女性記者からの情報提供を報道各社に呼びかけました。た

だ、与野党からは、出処進退について厳しい意見も出ています。一連の財務省の対応と次官の進退について、その2点について大臣の受け止めをお聞かせください。

(答) これは所管外のことですので、コメントは差し控えたいと、このように思います。

(問) 前回質問したときにちょっと途中で終わってしまったんですが、今、特に避難者の次のステージとして、災害復興住宅に、災害公営住宅に入ることが次のステップだ、今のステップだというふうに住宅問題はおっしゃっていました。ただ、実際3万4,000人を超える方がまだ県外に避難されているわけですし、福島県内に戻らないと、その復興住宅も使えないということもあります。そういうことを考えますと、県外の別の対策が必要だと思うんですが、そういう要望・相談所ということではなく、原発被害・災害に、原発被害に対してどういうふうに向き合うかという、住宅問題、県外の、特に区域外避難の方に対することをどういうふうと考えていらっしゃるかお願いします。

(答) 住宅の確保ということは、これ最重要課題でございます。みなし仮設住宅を打ち切ったわけですが、その方々には家賃補助をしますので民間住宅に入ってくださいというのが一つです、まず民間住宅です。そして、次は国家公務員住宅、東雲等の国家公務員住宅、ここも有料でございますけど、2年を限度として入居が可能になっております。又は都営住宅等々の公営住宅です。これも有料でございますけど、ここにもお世話をしているところです。あとは雇用促進住宅等々、いわゆる住宅として考えられるところへのあっせん、お世話をしているところです。

(問) 前回も質問しましたが、来年の3月末には国家公務員住宅も退去を迫られているわけですね。それと、あと雇用促進住宅なども、山形の方では裁判を起こされたりとかして、順次、公営住宅から出ていかなくちゃいけない、そういう状況があります。そういう状況についてはどういうふうに対処していくおつもりでしょうか。全国にそういう状況が広がっている。

(答) 公営住宅等は、いわゆる都営住宅は東京都民のための住宅でございます。国家公務員住宅については、ある意味の経過期間を設けているところですので、原則としては退去なのですが、ある一定の経過期間をお願いしているところがございます。国家公務員住宅は、福島県の家賃補助の手当てはありませんけど、また、公営住宅、都営住宅等も家賃の補助等はございませんけど、民間アパートそして雇用促進住宅、これについては、家賃の補助をきちんと用意をしているということでございます。

(問) 先ほどの福島での復興交付金のお話にちょっと戻ってしまっ
て恐縮ですが、先ほどの大臣の御見解では、基本的には福島
に関しては、今の復興交付金制度を、32年度以降も継続したい
というお考えを、今お持ちだということによろしいのか。スキ
ームとして今ある復興交付金は、一部地方負担が入っていますけ
れども、その地方負担も含めて今の形のまま継続することが望ま
しいというふうにお考えかどうか伺います。

(答) これから新規の復興交付金を使ってやる事業は32年度末ま
でに完成することではないと、受け付けをしないという32年ル
ールがあるわけなんです。ただ、このルールを福島の原子力災害
の地域に当てはめるだけでなく、それはきちんと相談を受け、き
ちんと事業をやっていくと。というのは、地震・津波の被災地
域は、発災をしてから7年間復興事業をやってきたわけですね。でも、
福島の原子力災害被災地域はまだ1年なんです。1年しか復興事
業をやっていないわけで、同じルールを当てはめるだけというわ
けにはいかないということでございます。

(問) 何らかの財政支援の継続というのは必要だろうという認識
であると。

(答) はい、そういうことです。

(問) たびたびすみません。今の関連ですが、現状、復興交付
金だと要綱の方で、平成32年度末というふうに定められており
ますし、復興期間も32年度末というふうになっておりますけれ
ども、福島の原発災害で被災された地域に関しては、今後32年
度で完成しない事業について、復興交付金の申請あるいは認可に
ついては認めるということによろしいのでしょうか。

(答) うん、そこは復興交付金をどう使っていくかということで、
復興交付金を、あと3年間で。それ以降のところは、どういう形
でやるか、組織の在り方、その補助制度の在り方、どういうもの
を継続して、いわゆる補助対象はどういうものにするかというの
は、これから検討です。

(問) すみません、関連ですが、そうすると岩手県と宮城県の
地震・津波地域については、32年度でもうやめるという結論が
出たということによろしいのでしょうか。それともそこについて
も、まだ検討していくということによろしいのでしょうか。

(答) ハードの事業は32年度、あと残り3年間できちんとやって
いかなければならないという、そういう決意を持って取り組んで
おります。しかし、ソフトの事業、特に販路拡大とか心のケアとい
うものは、これはぶつっと切るわけにはいきませんのでソフト
ランディングをさせねばならない、このように考えているところ
です。

(問) すみません、関連して確認ですけども、この前大臣がおっしゃってきた、今おっしゃったハードとかソフトのお話とこれまで発信していたものと、考え方としては変わらないということによろしいですか。

(答) はい、私の考え方は従来どおり変わりません。

(問) 福島に関しては、新しく方針を決めたとかそういう話ではないということによろしいですか。

(答) ではございません。どのみちポスト復興庁の後継組織の在り方、そしてどういうものを補助対象とするか、そしてどういう補助制度でやるかというのは、これからの課題になってきますので、今まで言ってきたこととは全く変わっておりません。

(以 上)